

公益財団法人広島平和文化センター

令和8年度 多文化共生・国際交流補助金交付事業

～ 募集のご案内 ～

令和8年（2026年）1月13日

公益財団法人広島平和文化センター

市民の皆さんの自主的で活発な多文化共生活動及び国際交流・協力活動は、広島市の国際化の原動力そのものです。当センターでは、広島市内や外国で行われるそうした活動を対象に、選考委員会による審査を行い、次の額を限度に補助金を交付します。

区分		補助金交付限度額
市内事業	広島市内で行う多文化共生、国際交流・協力の推進を目的とする事業（次の場合を除く）	10万円
	広島市内で行う国際交流・協力の推進を目的とする事業（広島市と姉妹・友好提携等に関する協定を締結している都市から青少年を招致して人的交流を行う場合）	30万円
国外事業	国外で行う国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業	30万円

※ 予算に限りがあるため、審査の結果、補助対象事業に採択されない場合や交付金額が申請額から減額される場合がありますので、ご了承ください。

申請期間 令和8年1月13日(火)～2月13日(金)《必着》

(事前相談期間 2月3日(火)まで)

※「補助金交付申請書」はホームページからダウンロードできます。

詳しくはこちら⇒



まずは、お気軽に
ご相談ください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

公益財団法人広島平和文化センター 国際市民交流課

〒730-0811 広島市中区中島町1番5号 広島国際会議場3階

TEL:082-242-8879 FAX:082-242-7452

E-mail:internat@pcf.city.hiroshima.jp

1 補助金の対象

対象団体	対象事業		
主たる活動の場が 広島市内の団体	市内 事業	1	広島市内で行う多文化共生、国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業（下記2を除く）
		2	広島市内で行う国際交流・協力の推進を目的とするもの（広島市と姉妹・友好提携等に関する協定を締結している都市から青少年を招致して人的交流を行う場合）。（略称：青少年交流）
	国外 事業	3	国外で行う国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業

※ 1～3の事業について、重複して申請できません。

（1）対象団体

補助金の交付を希望する団体は、次の全ての項目を満たす必要があります。

- ア 主たる活動の場が広島市内であること。
- イ 構成員の5割以上が広島市民又は広島市内に通勤若しくは通学していること。
- ウ 目的、組織、事務所、代表者、役員、会計など団体の運営に必要な事項についての定めがあること。
- エ 国又は地方公共団体が資本金、基本金等を出資した法人（以下「出資法人」という。）でないこと。
- オ 非営利の団体であること。
- カ 当補助金の交付を令和5年度から3回連続して受けている団体でないこと。
(交付回数の算定に当たっては、団体の名称のいかんを問わず、同一性を有する団体と認められる場合は、同一団体への交付回数として算定する。)

（2）対象事業

補助金の交付を希望する事業は、次の全ての項目を満たす必要があります。

- ア 市内事業にあっては、多文化共生、国際交流又は国際協力の推進を目的とする事業であり、団体の構成員だけでなく、一般の広島市民も参加できる事業であること。
- イ 国外事業にあっては、国際交流の推進又は国際協力の推進を目的とする事業であり、参加人員が2人以上であること。
- ウ 団体が自ら企画し、主催する事業であること。
- エ 非営利の事業であること。
- オ 特定の宗教・政党に偏っていない事業であること。
- カ 主たる活動内容が、文化・芸術・スポーツ振興等の事業でないこと。
- キ 国若しくは地方公共団体又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人から、同種の助成金その他これに類する金銭の交付を受けていないこと。
- ク 講演会、シンポジウムその他これに類する事業にあっては、新規事業の掘り起こし又は新規事業の担い手育成につながるものであること。
- ケ 国際交流の推進を目的とする事業にあっては、前号に該当する事業を除き、人的交流を伴う事業であること。
- コ 多文化共生の推進を目的とする事業にあっては、在住外国人への支援に寄与するための事業であること。
- サ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行う事業であること。

2 補助対象経費及び補助金の額

補助金交付額は、限度額を上限に予算（総額86万7千円を予定）の範囲内で、選考委員会の審査を経て決定しますので、申請した金額から減額された金額が交付決定される場合があります。

区分	補助対象経費及び補助金の額	限度額
市内事業		10万円
市内事業 (略称：青少年交流)	多文化共生及び国際交流・協力に必要と認められる経費(注)の2分の1に相当する額	30万円
国外事業		30万円

注：「多文化共生及び国際交流・協力に必要と認められる経費」について（抜粋）

詳細は、交付要領 別表第3に記載されていますので、必ず確認してください。

区分	支出科目
認められる経費	<ul style="list-style-type: none">・講師の交通費（合理的な理由のないタクシーハイヤー等を除く）・報償費、会場借上料、附属設備の使用料・文房具等の消耗品費・広報チラシ制作や会場設営等の委託料・切手等の郵送料 等
認められない経費	<ul style="list-style-type: none">・市内事業における交通費（講師の交通費を除く）・個人的利益に還元されるテキスト等の購入費・食料費、宿泊費、贈与物資購入費、保険料 等

3 申請

補助金の交付を希望する団体は、申請期間内（令和8年1月13日（火）～2月13日（金））に、所定の「補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、当センターへ郵送又は持参してください。

併せて、補助金の交付を希望する団体は、遅くとも締切日の7営業日前（2月3日（火））までに、記入した申請用紙等を用意し、当センター担当と事前相談をしてください。

なお、上記の事前相談がなく、補助金交付申請書及び必要な書類の提出をした場合で、記述内容の不備や添付書類の不足等による追加提出等を当センターより求められた際、その追加提出が申請期間を超えたときは、当センターは、その追加提出を受け付けることはできず、元の申請については、申請書等の記載等が不足しているものとして不受理となります。

4 交付決定等の通知

交付決定の通知等については、書面で通知します。

5 補助金の交付

交付決定の通知を受けた団体は、速やかに所定の「請書」とそれにかかる資料一式を提出してください。補助金は、請書等の提出を受けた後、事業実施の前日までに銀行口座に振り込みます。

なお、4月1日より開始する事業については、当センターの手続きが完了し次第、銀行口座に振り込みます。

また、事業実施の日までに上記の所定の手続が完了していない場合等については、事業実施の開始日以降の交付となります。

6 計画変更の承認等

(1) 補助金交付決定通知を受けた団体は、次のいずれかに該当することがわかった場合、遅滞なく所定の「事業計画変更承認申請書」に必要な書類を添えて当センターに申請し、事業実施前に必ず承認を受けてください。

ア 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止しようとするとき。

(2) 補助金交付決定通知を受けた後、国、地方公共団体又はそれらの出資法人から、同種の補助金の交付決定通知を受けた場合は、直ちに文書により当センターに届け出してください。

(3) 補助金の交付を受けた団体は、事業が予定の期間内に遂行が困難になったとき、又は前記「1(1) 対象団体」若しくは「1(2) 対象事業」の要件を満たさなくなったときは、遅滞なく当センターに報告してください。

(4) 上記(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがあります。取り消し、又は変更した場合、既に交付した補助金の全部又は一部を返還する必要があります。

7 事業実績報告

補助金の交付を受けた団体は、事業を完了した日から30日以内に所定の「実績報告書」に必要な書類を添えて、当センターに提出してください。なお、提出期限が3月31日を超える場合は、3月31日までに提出してください。

8 交付決定の取消し及び補助金の返還

補助金の交付決定後、次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。その際、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金については返還する必要があります。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 事業計画書の内容と事実が著しく相違していると認められるとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件などに違反したとき。

(4) 予算総額に対する執行率が8割未満になったとき。

(5) 補助金額に対し2割以上の剩余金が生じたとき。

(6) 前記「6 計画変更の承認等」の(3)に該当するとき。